

平成 30 年度 自動車税納税通知書送付用封筒への広告に関する基準

1 概要

兵庫県が発送する自動車税納税通知書送付用封筒に有料広告を表示することにより、県の新たな財源を確保することを目的とします。この基準は、広告掲載にあたり必要な事項を定めるものです。

2 広告掲載の仕様等

- (1) 媒体：平成 30 年度自動車税納税通知書の送付用封筒
- (2) 広告掲載箇所：封筒裏面 約縦 75mm×横 155mm (別紙参照)
- (3) 発付件数：約 124 万件 (平成 29 年度実績)
- (4) 発付時期：平成 30 年 5 月 1 日 (火) 頃
- (5) 発付先：自動車の所有者 (使用者)
- (6) 使用できる色：1 色
- (7) 留意点：次の事項を明確に表示してください。

ア 広告主の名称及び連絡先

イ 上部に縦 10mm×横 30mm 以上の大きさの「廣 告」の表示

※ 発付件数について、4 月 1 日現在の自動車の登録状況により左右されますので、若干、変動する場合があります。

3 募集期間

平成 30 年 1 月 9 日 (火) から平成 30 年 1 月 31 日 (水) までに、別紙「広告掲載申込書」を下記 8 に提出してください。

4 広告及び広告主の条件

掲載できる広告及び広告を掲載できる広告主については、一定の条件のもとで制限していますので、「県税に係る印刷物等への広告掲載要綱」をご参照ください。

なお、要綱第 2 条 (12) に定める特定の課税対象を推奨することとなるものとして別に定めるもの、とは、自動車に関連する特定の車種やメーカーを推奨したり、車種やメーカーを特定できる内容を含むものをいいます。

5 広告掲載価格

200 万円 (消費税及び地方消費税を含む) 以上とします。

なお、広告デザイン等の作成に要する費用は広告主の負担となります。

※ 契約締結時に、広告掲載価格の 100 分の 10 以上の契約保証金等が必要になります。

6 広告原稿の提出期限

平成 30 年 2 月 16 日 (金) まで

7 広告掲載料の請求等

広告掲載後、速やかにその実績を報告するとともに、5 月 31 日 (木) を納付期限として、広告掲載料を請求します。

8 連絡先

兵庫県企画県民部企画財政局税務課

課税班 担当：嶋田 TEL：078-341-7711 (内 2477) / FAX：078-362-3906

《 封筒の裏面 》

※ 実際の作成にあたっては、以下の見本とは、天地や納税案内の文言等が異なる場合があります。

